

令和7年度第1回松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第

日時：令和8年3月12日（木）

午後1時30分～

場所： Mウイング 4-2会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画（第4期松本市障がい児福祉計画）の策定について

(2) 第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況について

(3) 令和9年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針について

(4) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告・評価について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会名簿

名 前	所 属 等	備 考
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	会長
山崎 井子	(特非) 未来の風 療育センター らいふ センター長	副会長
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニック ソーシャルワーカー	
中澤 芳江	(福) アルプス福祉会理事	
杉山 敦	松本市医師会	審査部会会長
中村 一恵	しいのみ会	
香西 智子	松本養護学校教諭	
前野 弘美	松本視覚障害者福祉協会	
林 律子	(同) 雲のポッケ	
臼井 尚子	(福) 信濃友愛会理事	
西村 昭太	(特非) ケ・セラ	公募委員

計 12名

松本市 事務局名簿

所属部	職 名	氏 名
健康福祉部	障がい福祉課長	西村 恵美
	障がい福祉課課長補佐（相談・支援担当係長）	高羽 優
	障がい福祉課課長補佐（給付担当係長）	塩原 理恵
	障がい福祉課給付担当係長	栗田 佳樹
	障がい福祉課相談・支援担当	菊池 大志
	西部福祉課長	荻上 寿子
	西部福祉課福祉担当係長	柏木 一雄
こども若者部	こども福祉課長	三代澤 昌秀
	こども福祉課課長補佐（相談・支援担当係長）	宮澤 亘

障害者福祉専門分科会資料
8. 3. 12
障がい福祉課・西部福祉課・こども福祉課

第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画
(第4期松本市障がい児福祉計画)の策定について

1 趣 旨

現行の「第4次松本市障がい者計画」及び「第7期松本市障がい福祉計画(第3期松本市障がい児福祉計画)」がともに令和8年度で計画期間が終了することに伴い、引き続き障がい者施策の充実強化を図るため、現行計画の見直しを行い、新たに計画を策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

名称	根拠法令	内容	計画策定期間	所管
障害者計画	障害者基本法	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期計画	法律上の規定なし	内閣府
障害福祉計画	障害者総合支援法	障害福祉サービス体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の実施に関する計画	3年間	厚生労働省
障害児福祉計画	児童福祉法	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画	3年間	こども家庭庁

(2) 経 過

ア 障害者計画

- H 9. 3 松本市障害者福祉長期行動計画策定(平成9年度～平成18年度)
- 19. 3 誰もが輝く福祉プラン松本策定(平成19年度～平成28年度)
- 29. 3 第3次松本市障害者計画策定(平成29年度～令和3年度)
- R 4. 9 第4次松本市障がい者計画策定(令和4年度～令和8年度)

イ 障害福祉計画及び障害児福祉計画

H18. 10	～	H21. 3	第1期障害福祉計画	
21. 4	～	24. 3	第2期障害福祉計画	
24. 4	～	27. 3	第3期障害福祉計画	
27. 4	～	30. 3	第4期障害福祉計画	
30. 4	～	R 3. 3	第5期障害福祉計画	第1期障害児福祉計画
R 3. 4	～	6. 3	第6期障害福祉計画	第2期障害児福祉計画
6. 4	～	9. 3	第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画

(3) 基本的な考え方

これまで進めてきた、障がいのある方も社会の構成員として地域で暮らす「共生社会」の実現という基本理念を継承しながら、地域移行や就労支援など社会参加を促進する事業を中心に、障がい者を地域全体で支える施策の推進を目指します。

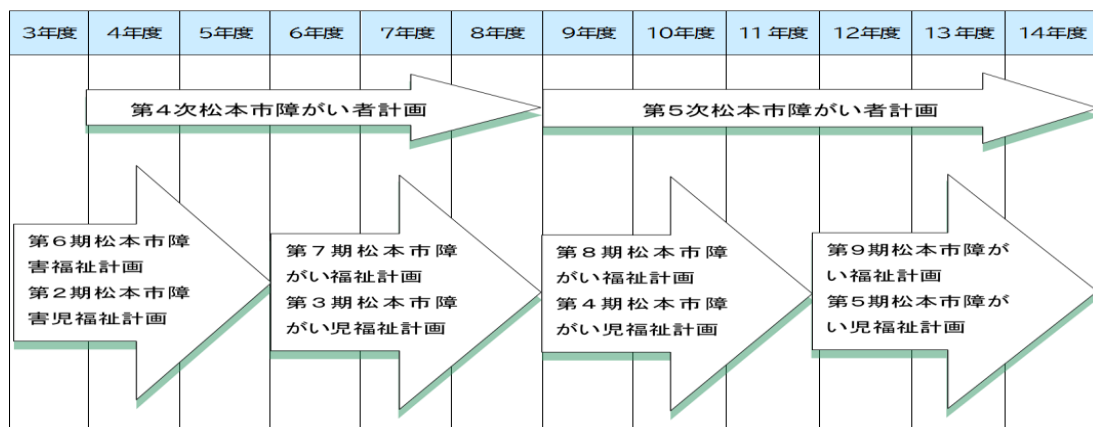
また、障害者総合支援法において、障がい者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨が規定され、障害福祉サービス横断的に「意思決定支援」が重要な取組として位置付けられたことを踏まえ、障がい者が日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図るとともに、障がい者自らの意思による社会参加、社会貢献の実現を目指す計画とします。

(4) 計画期間

令和8年度をもって、障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画双方の計画期間が終了することから、次期計画については、その終期を合わせた一体的な計画として策定します。

計画期間は、令和9年度～令和14年度の6年間とします。

なお、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度（令和11年度）を障害者計画の中間評価年度とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については当該年度に次期計画を策定します。



3 策定に向けてのスケジュール

年度	時期	内容
令和 7年度	10~11	アンケート内容について業者との打ち合わせ
	11	障害者福祉専門分科会構成員からアンケート内容について意見聴取、協議（11/14までに内容確定）
	11/5	松本市社会福祉審議会（計画案について協議。諮問は11/10）
	12	アンケート調査の実施（12/2 発送、12/15 締切）
	8. 1~2	アンケート調査の分析（業者）
	1	松本市自立支援協議会（計画策定について報告）
	3	障害者福祉専門分科会
令和 8年度	4~9	障害者福祉専門分科会（計画案について協議）
	11	社会福祉審議会から計画案について答申
	12	市議会厚生委員協議会（計画案について協議）
	12~9. 1	パブリックコメント
	2	市議会厚生委員協議会（計画について報告）
	2	障害者福祉専門分科会（計画について報告）
	3	松本市自立支援協議会（計画について報告）

4 アンケート調査の状況について

	今回			前回（参考）		
	発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
身体	1,740	893	51.3%	1,889	956	50.6%
知的	480	213	44.4%	910	373	41.0%
精神	780	339	43.5%	1,210	500	41.3%
事業所	100	45	45.0%	100	44	44.0%

5 今後の進め方

- (1) アンケートの集計、分析結果につきましては、おってメールにて委員の皆様へ送付いたします。

内容をご確認いただき、ご質問、ご意見等がございましたら、担当までお問い合わせください。

- (2) 令和8年度は計画の策定年度になりますが、皆様の負担軽減等を考慮し、委員の皆様を招集しての会議は2回程度を予定しています。

その間はメール等を活用して確認、意見聴取等を行わせていただきたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況 について

令和6年度の実績値について、取りまとめましたので下記のとおり結果を報告します。

1 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①居宅介護 (時間/月)	見込	7,065	7,065	6,776
	実績	6,890	7,257	7,209
	到達状況(実績/見込)	97.5%	102.7%	106.4%
②重度訪問介護 (時間/月)	見込	443	443	1,568
	実績	1,460	1,881	4,878
	到達状況(実績/見込)	329.6%	424.6%	311.1%
③同行援護 (時間/月)	見込	498	498	713
	実績	613	775	868
	到達状況(実績/見込)	123.0%	155.6%	121.7%
④行動援護 (時間/月)	見込	1,318	1,410	1,251
	実績	1,178	1,471	1,766
	到達状況(実績/見込)	89.4%	104.3%	141.2%
⑤重度障害者包括支援(時間/月)	見込	2,920	2,920	2,920
	実績	2,160	2,006	912
	到達状況(実績/見込)	74.0%	68.7%	31.2%

時間＝月間利用時間

(2) 日中活動系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①生活介護 (日分/月)	見込	9,677	9,870	8,791
	実績	8,568	8,583	8,583
	到達状況(実績/見込)	88.5%	87.0%	97.6%
②自立訓練(機能訓練) (日分/月)	見込	29	29	42
	実績	77	20	23
	到達状況(実績/見込)	265.5%	69.0%	54.8%
③自立訓練(生活訓練) (日分/月)	見込	145	145	456
	実績	479	169	166
	到達状況(実績/見込)	330.3%	116.6%	36.4%
④就労移行支援 (日分/月)	見込	1,347	1,430	1,665
	実績	1,357	1,347	1,422
	到達状況(実績/見込)	100.7%	94.2%	85.4%
⑤就労継続支援(A型) (日分/月)	見込	1,702	1,777	3,940
	実績	2,364	3,027	3,392
	到達状況(実績/見込)	138.9%	170.3%	86.1%
⑥就労継続支援(B型) (日分/月)	見込	10,170	10,300	10,284
	実績	9,679	10,143	10,783
	到達状況(実績/見込)	95.2%	98.5%	104.9%
⑦就労定着支援 (日分/月)	見込	16	16	29
	実績	20	27	28
	到達状況(実績/見込)	125.0%	168.8%	96.6%
⑧療養介護 (日分/月)	見込	49	49	51
	実績	51	54	55
	到達状況(実績/見込)	104.1%	110.2%	107.9%
⑨短期入所(福祉型) (日分/月)	見込	401	409	428
	実績	398	409	311
	到達状況(実績/見込)	99.3%	100.0%	72.7%
⑨短期入所(医療型) (日分/月)	見込	170	174	130
	実績	106	116	144
	到達状況(実績/見込)	62.4%	66.7%	110.8%

日分＝月間延利用人数

(3) 居住系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①自立生活援助 (人/月)	見込	8	10	4
	実績	4	2	3
	到達状況(実績/見込)	50.0%	20.0%	75.0%
②共同生活援助 (人/月)	見込	279	298	324
	実績	282	312	336
	到達状況(実績/見込)	101.1%	104.7%	143.6%
③施設入所支援 (人/月)	見込	231	230	207
	実績	219	212	207
	到達状況(実績/見込)	94.8%	92.2%	100.0%

人=月間実利用人数

(4) 相談支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画相談支援	見込	494	503	634
	実績	562	596	650
	到達状況(実績/見込)	113.8%	118.5%	102.5%
②地域移行支援	見込	5	5	3
	実績	0	0	1
	到達状況(実績/見込)	0.0%	0.0%	33.3%
③地域定着支援	見込	5	5	7
	実績	6	8	8
	到達状況(実績/見込)	120.0%	160.0%	114.3%

人=月間実利用人数

(5)障がい児支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①児童発達支援 (人/月)	見込	125	133	179
	実績	149	238	186
	到達状況(実績/見込)	119.2%	178.9%	104.0%
②放課後等デイサー ビス(人/月)	見込	335	356	619
	実績	477	626	593
	到達状況(実績/見込)	142.3%	175.8%	95.8%
③保育所等訪問支援 (人/月)	見込	3	3	5
	実績	1	1	2
	到達状況(実績/見込)	33.3%	33.3%	40.0%
④居宅訪問型児童発 達支援(人/月)	見込	3	4	3
	実績	1	2	2
	到達状況(実績/見込)	33.3%	50.0%	66.7%
⑤障害児相談支援 (人/月)	見込	46	48	253
	実績	203	74	225
	到達状況(実績/見込)	441.3%	154.2%	88.9%
⑥医療的ケア児に対 する関連分野の支援 を調整するコーデ ィネーター (圏域配置人数)	見込	0	1	1
	実績	0	1	1
	到達状況(実績/見込)	0.0%	100.0%	100.0%

人=月間実利用人数

	単位	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑦福祉型児童入所支 援(人/月)	見込	5	5	5
	実績	4	5	6
	到達状況(実績/見込)	0%	100%	120%
⑧医療型児童入所支 援(人/月)	見込	16	16	17
	実績	21	18	14
	到達状況(実績/見込)	131.2%	112.5%	82.4%

人=月間実利用人数

(6) サービス事業所数の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
生活介護設置目標数	見込	21	22	20
	実績	20	19	20
	到達状況(実績/見込)	95.2%	86.4%	100.0%
自立訓練設置目標数	見込	1	1	2
	実績	2	2	2
	到達状況(実績/見込)	200.0%	200.0%	100.0%
就労移行支援設置目標数	見込	13	14	13
	実績	13	11	11
	到達状況(実績/見込)	100.0%	78.6%	84.6%
就労継続支援(A型)設置目標数	見込	6	7	14
	実績	12	13	14
	到達状況(実績/見込)	200.0%	185.7%	100.0%
就労継続支援(B型)設置目標数	見込	29	30	38
	実績	37	37	42
	到達状況(実績/見込)	127.6%	123.3%	110.5%
療養介護設置目標数	見込	2	2	2
	実績	2	2	2
	到達状況(実績/見込)	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所設置目標数	見込	15	16	18
	実績	19	18	19
	到達状況(実績/見込)	126.7%	112.5%	105.6%
グループホーム設置目標数	見込	53	56	69
	実績	64	76	83
	到達状況(実績/見込)	120.8%	135.7%	120.3%

単位:力所数

令和9年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針

1 目的

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」とする理念や松本市第4次障がい者計画及び第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の実現に向け、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、また、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図るため、次のとおり施設整備の方針を定める。

2 整備方針

次の施設整備を優先的に実施する。

(1) 障がい児・者の安全対策の促進

ア 利用者の安全を確保するため、耐震診断や老朽度調査等の結果、耐震化改修や施設の大規模改修等を行う必要のある施設の整備を優先する。

イ 利用者の安全を確保するため、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の倒壊防止など、施設の防災対策を強化するための施設の整備を優先する。

(2) 重度障がい児・者に対応する事業所の整備促進

重度障がい児・者の日中活動の場の確保や地域生活への移行を進めるため、強度行動障がい児・者、医療的ケアのある障がい児・者、重症心身障がい児・者等に対応できる施設整備(障害児通所支援、生活介護等)を優先する。

(3) グループホームの整備促進

ア 医療的ケアを有する者や強度行動障がい者を有する者が入居できる事業所の整備を優先する。

イ 障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

ウ 地域生活の支援のため、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が必要であることから、短期入所を併設する施設を優先する。

(4) 日中活動の場の整備促進

地域生活の支援のため、日中活動の場となる通所事業所の整備が必要であることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

(5) 発達障がい児支援施設整備の促進

発達障がい児の支援の充実を図るため、地域での障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備を優先する。

(6) 地域生活支援拠点整備の促進

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、短期入所や相談支援機能等を有し、障がい者の地域での暮らしを支える、地域生活支援拠点となる施設の整備を優先する。

(7) 地域共生社会の促進

障がい児・者のみならず、高齢者や貧困等の問題を抱える方が地域で生活が送ることができる社会資源の整備が必要となることから、共生型サービスを提供する施設、多世代交流や多機能型福祉施設の整備を優先する。

3 その他優先度を判定する観点

- (1) 市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画に基づく整備目標の達成に資するものであること。
- (2) 施設整備の目的、計画等が具体的であるもの。
- (3) ニーズ調査等が十分に行われ、真に必要な整備計画となっているもの。
- (4) 松本市、松本市自立支援協議会等の関係者との調整が十分行われているもの。
- (5) 設置・運営主体となる法人の組織体制及び運営状況が適正であること。
- (6) 資金計画が適正で、法人の安定した運営が確保されていること。
- (7) 利用者の利便性を確保する観点から、施設の立地、構造、設備等において配慮がなされていること。
- (8) 環境に配慮された施設となっていること。

4 留意事項

- (1) 令和9年度に松本市において障がい児・者の施設整備を希望する事業者は、整備計画書を令和8年9月30日までに所管課(障害福祉サービス事業所は障がい福祉課、障害児通所支援事業所はこども福祉課)に提出すること。
- (2) 事業計画は、補助金の内示から令和10年2月28日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 整備を行う圏域におけるニーズ調査等を十分に行うとともに、整備予定地の近隣住民等に事前に説明等を行い、理解を得ること。
- (4) 施設整備については、「松本市社会福祉施設等整備審査会」において審査し、承認を得た案件について、国庫補助協議を行うものであること。複数の事業者から施設整備の希望がある場合は、当該審査会における審査に基づき、優先順位を付すること。
- (5) 補助基準単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に記載されている補助基準単価を用いて補助金額を算出するが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があること。なお、事前に交付要綱をよく確認した上で、計画書を提出すること。
- (6) 国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費の2.6%が上限))の実支出額に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額(千円未満切り捨て)が補助金額となること。
- (7) 市は予算の範囲内で補助を行うものとし、国庫補助協議の結果、国庫補助金の交付対象とされなかった場合は、市は補助を行わないものであること。また、国庫補助金の内示額が協議額に比して減額された場合は、市補助金も併せて減額となること。
- (8) 整備計画書の提出された案件が全て補助採択されるとは限らないため、補助採択されなかった場合の対応について十分に検討しておくこと。

日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告・評価について

○平成30年4月に制度開始した日中サービス支援型共同生活援助については、その指定基準(※)により、事業者が実施状況を定期的に自立支援協議会等に報告し評価を受け、協議会等から要望・助言等を聴くこととしている。※国の省令で定める基準に準拠し市の条例で規定

1 制度概要

(1) 趣旨

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助(グループホーム)に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

日中サービス支援型共同生活援助の運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされております。

(2) 人員配置

常時の支援体制を確保するため昼夜を通じ1人以上の従業員の配置が必要

(3) 定員・設備

住まいの場であるグループホームの特性は従来通り維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため1つの建物への入居が20名まで認められている。ただし、10人以下のユニットに分離し、それぞれ独立性があることが条件となる。

(4) 報酬

日中を住居で過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられ1日単位で選択する仕組み。

2 指定状況 1事業所(2ユニット)

ソーシャルインクルー松本筑摩 R5.3.1指定(1ユニット)

R5.4.1住居追加(1ユニット)

3 評価について

(1) 目的

地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質の確保を図る。

(2) 評価の観点

○常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来ているか。(基準省令213条の3「基本方針」)

○利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。(解釈通知第15-4(3)③)

○日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。(解釈通知第15-4(3)④)

【関係規定】

基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

解釈通知：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

基準省令第213条の3（基本方針）

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

基準省令第213条の10（地域との連携等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）

1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする

報告・評価シート

【報告日 令和 8年 1月 30日】

【評価日 令和 8年 1月 30日】

事業所名 ソーシャルインクルーホーム松本筑摩

項目	【事業所記入欄】										
1 施設概要	事業者名	ソーシャルインクルーホーム松本筑摩			人員配置	日中					
	指定日	R5年	3月	1日		世話人	生活支援員				
	所在地	松本市筑摩1丁目27-15				14人	7人				
	定員数（共同生活援助）	20人				(常勤換算後)	(常勤換算後)				
	定員数（短期入所）	2人				6.8人	4.7人				
	共同生活住居数	1戸				看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 0人				
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】				夜間					
	住居名：ソーシャルインクルーホーム松本筑摩A棟	10名				世話人（夜間）	世話人（夜間）				
	住居名：ソーシャルインクルーホーム松本筑摩B棟	10名				11人	4人				
	住居名：短期入所松本筑摩	2名				(常勤換算後)	(常勤換算後)				
	住居名：	名				2.0人	0.6人				
	住居名：	名				看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 0人				
事業所の特色・独自の取組	・バリアフリー・エレベータ完備で車いす対応・24h・365日・常時スタッフ4名以上の配置・病院・買い物など同行サービス・スプリンクラー・防災設備完備で安心・ひとりひとりの入居者を大切に意思決定、自己決定を尊重し、ご支援する										
2 利用者状況 (令和 7年 12月 1日 現在)	障害支援区分	人数			内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）					
	非該当	0人				身体	総数：	4人			
	区分1	0人					主に日中 GH で過ごす人数：	2人			
	区分2	0人				知的	総数：	10人			
	区分3	2人					主に日中 GH で過ごす人数：	2人			
	区分4	8人				精神	総数：	6人			
	区分5	6人					主に日中 GH で過ごす人数：	5人			
	区分6	4人				難病等	総数：	0人			
	合計	20人					主に日中 GH で過ごす人数：	0人			
	年齢構成	・60歳以上 7人				・50歳代 4人		・40歳代 0人		・30歳以下 9人	
障害特性等	医療的ケアの必要な者			0人		強度行動障害のある者 7人					

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価
3 地域に開かれた運営	利用者に対する指定計画相談支援の提供は別法人が行っているか。	(別法人等による指定計画相談支援の提供状況) 別法人等 (20) 名中 (20) 名 長野県内に当社の相談事業は展開されていない。	■特になし □要望・助言
	実習生やボランティアを受入れているか。	(受入人数) 実習生 0名・ボランティア 0名 (受入事例) 現在実習生・ボランティアの受け入れはない。	□特になし ■要望・助言 実習生やボランティアの受け入れは、利用者、施設、地域の三者にとって大きな意味とメリットがある。今後の受け入れ及び、受け入れのための準備を進めてください。
	地域住民との交流の機会が確保されているか。	(交流機会の事例) 現状地域との関わりはほとんどない。 地域連携推進会議にて庄内の民生委員長等が参加された。その中で、庄内公民館内や庄内地区の活動を案内して頂いたため今後参加予定。 また、地域の防災訓練にも出席して欲しいと要望があり、参加をしていく予定。	□特になし ■要望・助言 地域の活動（公民館活動など）に積極的に参加することに加えて、施設が地域にとって役立つ存在であることを積極的にアピールすることにも取り組んでください。 また、回覧板等により地域の活動を把握するためにも町会への加入を検討してください。
4 常時の支援体制の確保	日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。	(職員の配置状況等) 日勤・夜勤共に1フロア2名体制、ホーム内4名体制を整えている。	■特になし □要望・助言
	災害時における、利用者への安全対策（マニュアル作成等）を講じているか。	(安全対策（マニュアル）や避難訓練の実施等の事例) BCPの策定・災害対策・避難確保計画あり。 半年に一度の訓練で読み合わせ等行っている。	■特になし □要望・助言
	体調急変等への支援体制が確保されているか。迅速に対応したか。	(緊急時の対応方法（急な体調変化等）) 緊急時のフローチャート・緊急連絡先の掲示をしており、医療連携をしている訪問看護ステーションへ24hのオンコールが可能となっている。判断が難しい場合は訪看へ連絡し、指示を仰ぎ対応している。	■特になし □要望・助言 マニュアルは整備され、利用者参加の避難訓練も定期的に行われていることは評価できます。強度行動障害の方も入居している施設になりますので、引き続き、利用者参加型の避

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価
			難訓練の実施及びマニュアル等の定期見直しを行って下さい。
5 短期入所の併設	地域で生活する障害者を積極的に受け入れているか。	(通常受入人数) 昨年の稼働実績 (4月~12月) 6名 22%	□特になし ■要望・助言 昨年よりも、受入人数が増えていることは評価できます。日中サービス支援型グループホームの短期入所は、地域の社会資源でもあるので稼働状況や受け入れ可能であるか等、基幹センター等へ状況提供を行い、引き続き受け入れをすすめ稼働実績の向上を目指してください。
	緊急・一時的な支援等の受入に対応しているか。	(緊急受入人数) 0名 (緊急受入事例) 緊急時の問い合わせはなかったが、相談に応じて緊急時の受け入れは可能。	□特になし ■要望・助言 上記と同様。市役所担当課などとの連携を図り、緊急時の受け入れ体制等の構築を検討してください。
6 支援の実施・質の確保	充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか。	(外出や余暇活動等の事例) 定期的に近隣へ買い物外出や散歩へ行っている。季節に合わせた行事を実施しており、直近ではクリスマス会に合わせてリース作りやハロウィンの装飾作りなど行った。	■特になし □要望・助言 利用者のペースや興味を尊重した関わりが実践されています。また、季節のイベントを通して、利用者の楽しみや参加の機会を豊かにしています。今後は活動の目的やねらいをより明確にし、個別支援計画と結びつけていくことを求めます。
	支援の質の確保に努めているか。(研修等)	(参加した研修名等) 虐待防止・身体拘束適正化に関する研修会 (1) 名 強度行動障害支援者養成研修 (2) 名	■特になし □要望・助言 研修会に参加し、職員間でその研修内容を共有していることは評価できます。今後は実践でどのように生かされたのかなどの、研修により質が向上した取り組みを蓄積することを望みます。

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価
	体験的利用の要望に対応しているか。	<p>(体験利用人数) 2名 (体験利用の事例) 男性棟1名即入居を希望されたが、こちらでの支援が可能かどうかの判断も必要だったため、無償での体験を提案。無償体験(1w)から入居に至った。 基本的に体験を行い、体験後のご本人・ご家族の意向に合わせての入居ですすすめている。</p>	<p>■特になし □要望・助言 実際の生活環境を事前に体験できることで、入居後のミスマッチを防ぎ、より納得感のある選択を支えている点、また費用を無料とすることで経済的な負担を理由に体験をためらうことがなく、誰にとっても公平な機会が提供されていることは評価できます。</p>
7 利用者の権利擁護等への配慮について	利用者の金銭管理については、本人同意の上、帳簿等により適切に管理されているか。また、判断能力が著しく低い利用者については、成年後見制度の利用等の支援を行っているか。	<p>(金銭管理の支援方法) 通帳・キャッシュカード・現金の預かりは基本的にしておらず、ホーム立替小口現金にて支払い後利用料と合わせて請求をしている。 金銭の管理が必要な方については立替小口現金で、お小遣い等管理をしている。 (成年後見制度の利用支援及び利用者数) ・利用支援事例等(■有 □無) ・有の場合の支援内容記載(利用者数 1人)</p>	<p>■特になし □要望・助言 小口現金等の預かりをしない事は、リスク管理上の取り組みであるが、職員主導(優位)となりやすいので留意をしてください。</p>
	利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか。(個人情報の管理、複数の選択肢の提供、自己決定・家族の合意等)	<p>(利用者に配慮した支援、取組み) 個人情報保護(令和7年12月実施)や自己決定・意思決定支援に関しては定期的に研修を行っている。 4月障がい者特性と意思決定支援 10月権利擁護と接遇マナーの研修 テキストと動画を用いて研修を行いミニテストを実施 リスク管理も会議内等で全体周知している。担当者会議でも本人が参加できるよう配慮し、参加が難しい場合でも日々の支援の中で本人の意思を確認しながら会議等で発信している。</p>	<p>■特になし □要望・助言 研修により職員の質の向上に取り組まれており、動画教材を用いて、意思決定支援などをわかりやすくスキルを獲得できるよう工夫されていると思います。</p>

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価
	虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応は適切か。	<p>(虐待等に関する研修の受講状況)</p> <p>年2回研修と委員会の実施をしており、研修はテキストや動画、マニュアル等を用いての研修。委員会内ではマニュアルの読み合わせ、外部研修会に参加時の資料共有。不適切支援など全体で話し合いを行っている。</p> <p>(虐待発生時の対応、発生後の対応等)</p> <p>虐待発生時のフローチャートあり。</p> <p>それに沿って対応している。</p>	<p>■特になし □要望・助言</p>
8 入居/退去状況について	報告/評価対象年度中において、退去理由の確認及び入居時に適切な判定(流れ)が行われているか。	<p>(報告・評価対象年度の入居者数) 2人</p> <p>体験→入居へ</p> <p>(報告・評価対象年度の退去者数及び事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退去者数 2人 ・主な退去事由：持病が悪化しご逝去。 ・主な退去事由：激しい他害・破壊行為あり。内服の調整等病院と連携しながら対応したがこれ以上は支援が難しいと判断し退去に至る。 	<p>■特になし □要望・助言</p> <p>激しい他害・破壊行為により退去した利用者について、その問題については「入居前」「入居中」などどの支援経過の中で把握し判断したのかについて振り返り、今後の入居時の対応に活かしてください。</p>
9 他の日中活動サービスの利用	GH内でどのような日中サービスを提供しているか。	<p>(日中をGH内で過ごす利用者に対する支援・サービスの提供)</p> <p>日常生活の支援として、食事・入浴・排泄等の介助必要に応じて通院同行・買物外出同行等行っている。</p>	<p>■特になし □要望・助言</p> <p>日中の生活支援は提供されている。今後は利用者に合わせた、支援目標のもと日中サービスの充実に努めてほしい。</p>

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価
	他の日中活動サービスの利用を妨げているか。	<p>(他の日中活動の利用状況)</p> <p>他の日中活動サービスを利用(20)名中(13)名 (主な他の日中活動サービス種別・利用先)</p> <p>生活介護：あいらいふ南原 華いる ブブ つのかげの里 ちくま こきりこささら ニチイ 第二コムハウス 結いの街</p> <p>就労支援：asoBe</p> <p>移動支援・行動援護：チェリッシュ あしすと西 結いの街 あいさぼーと</p>	<p>■特になし □要望・助言</p> <p>日中活動については、利用者の希望や、これまでの関りから選択の幅を広げていると感じます。引き続き利用者一人一人の支援目標に沿った日中活動支援に努めるようにしてください。</p>
10 利用者の健康管理	日々の利用者の健康管理をしっかりと行っているか。	<p>(医師や看護師の訪問有無及び頻度)</p> <p>医療連携先訪看月2回訪問実施 (健康チェック方法について)</p> <p>毎起床時のバイタル測定</p> <p>入浴時の全身観察(皮膚トラブルや怪我はないか)</p>	<p>■特になし □要望・助言</p>
11 他事業所との連携	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を行っているか。	<p>(具体的な連携状況の事例について)</p> <p>地域連携活動として、各ご利用者1名につき、相談員等の関係者へ月1回以上の連絡を業務としている。記録は電子にて報告をし、記録に残している。</p>	<p>■特になし □要望・助言</p>
12 その他	<独自に定める項目を記載>		<p>□特になし □要望・助言</p>
13 (2回目以降) 専門分科会からの要望、助言への対応	要望や助言に対応しているか。	<p>(要望・助言の内容及びその対応)</p> <p>昨年に引き続き、実習生及びボランティアの受け入れが0名となっています。日中サービス支援型は地域支援の中核的な役割を担うことが期待されています。受け入れについて、検討してください。 →実習生及びボランティアの受け入れ態勢が他ホーム含め整っておらず、引き続き前向きに検討して参</p>	<p>■特になし □要望・助言</p> <p>引き続き、検討をお願いします。</p>

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価
		<p>ります。</p> <p>地域のイベント等へ参加する等、地域との交流を図るよう検討してください。 →地区の民生委員長様より地域の活動についてご案内頂き、また広報等で情報収集をしながら積極的に参加を計画して参ります。</p> <p>次ページへ 研修受講者数が昨年と変動がありません。支援の質を確保するため、常勤、非常勤者問わず、複数の職員が研修を受講するよう努めて下さい。 →外部研修や講師を招いてのホーム内研修を行っていき、支援の質の向上に努めて参ります。</p> <p>入社時の研修及び委員会の開催は評価できます。虐待防止に関する定期的な研修（年1回以上）は義務付けられておりますので、全職員に対して毎年、研修を実施してください。 →松本市の虐待防止・身体拘束等適正化研修や、他市町村の研修会などに参加をしており、学んだ事をホーム内に発信しております。また、年2回の虐待防止・身体拘束等適正化委員会を開催する際はテキストや動画を用いての研修も取り組んでおります。</p> <p>昨年度の分科会からの要望、助言に対して改善されていない項目が見られます。地域支援の中核的な役割を担う事業所となるよう、各種改善に努めてください。 →引き続きご指導がありました事項に関して改善が出来るよう取り組んで参ります。</p>	